笠岡市長 殿

申請者所在地団体名代表者

笠岡地区農道離着陸場多面的使用許可申請書

笠岡地区農道離着陸場多面的使用基準の6使用申請及び許可により、次のとおり使用許可を申請します。

記

行 事 名	
	1 午前 (9:00~12:30) 使用
使用期日	年 月 日() 2 午後(13:00~16:30)使用
	3 終日 (9:00~16:30) 使用
使用内容	
	※使用方法の詳細を様式6に記載のうえ、提出をお願いいたします。
	※使用内容によっては事業計画書を提出していただきます。
	※事業計画書で判断できない場合は、担当窓口(笠岡市農政水産課)にお越しいただき、
	聞き取り調査をさせていただきます。
市民との	市民等の来場者の見学は可能ですか? (□ はい □ いいえ)
ふれあい	上記、「はい」の場合、市民等の来場者との交流は可能ですか?
(*注1)	(□ はい □ いいえ)
連絡先	
氏名・電話番号	 ※電話番号は,日中に通話可能な番号を記入してください。
	□公序良俗及び各種法令等に反するような行為を行わないこと
	□施設使用に際しては、管理員の指示に従うこと
	□施設を損傷させる行為を行わないこと
 使用条件の確認	□故意又は過失によって「施設・設備・備品 等を破損や紛失した場合は,
※すべて確認し, チェックを入れてください	弁償すること
(*注2)	 □使用対象施設へは使用時間の開始前からは入場せず,使用時間内に退場
	すること
	 □使用前に管理員と打合せをすること
	□使用前の管理員との打合せ及び緊急時を除き管理棟に入らないこと
ı	1

	□緊急の場合(ドクターヘリ、防災ヘリ等の離着陸)は、一時使用を中断
使用条件の確認 ※すべて確認し、チェ ックを入れてください (*注 2)	すること
	□過去の使用において配信の動画及び SNS にて,市のイメージダウン(危
	険行為等)となる場面の配信がないこと。また,今後も同様の行為を行
	わないこと
	□飲酒、喫煙を行わないこと
	□火気の使用は行わないこと。ただし、駐車場内に限り申し出により裸火
	を除き使用できる。
	□安全対策,事故の際の対応について,連絡網を整え対応策を講ずること
	□準備、片付けにおいて、搬出搬入車両の使用及び進入路の安全対策を図
	ること。また許可された場所以外への車等の乗り入れは行わないこと
	□警察や他の行政機関との協議や必要な許認可を受けている場合は、その
	写しを提出すること
	□使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号
	に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと
	社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
	□虚偽の申請をしたり,使用許可の目的・条件に違反したときは,使用許
	可の取り消し,使用の中止に応じること
	□「笠岡地区農道離着陸場多面的使用基準」,「笠岡ふれあい空港使用規約
	(共通事項,使用目的ごとに定めている規約)」,この「使用条件の確認」
	全てを厳守することとし、違反した場合は、管理者である笠岡市の指示
	(施設使用の即時中止など)に従うこと
	上記確認事項すべてに同意のうえ,施設を使用します。
	代表者 署名
	(自署又は記名・押印)

- (*注1) 笠岡市では、当施設が市民等に向けた交流施設または憩いの場となるよう、順次環境 整備を図っています。
- (*注 2) 使用上の確認については、すべての確認項目に同意されない場合は、許可できません。